

企業が行う従業員の社会保険・税手続の  
オンライン・ワンストップ化等の推進に係る  
課題の最終整理

2019年（平成31年）4月18日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

## 【目次】

### 第一章：施策概要

I オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築 計画の推進に向けて	1
1 施策の背景	1
2 社会保険・税手続の見直しの必要性	2
3 検討方針	2
4 オンライン・ワンストップ化	3
5 企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画	3

### 第二章：オンライン・ワンストップ化

I 全体像	4
II 対象手続の考え方及び対象手続案	5
1 対象手続の考え方	5
2 対象手続案	5
III 具体的な手続の流れ	6
1 マイナポータルへのデータの送信	6
2 マイナポータルから各行政機関等システムへのデータ連携	6
3 マイナポータルへの申請等ステータスの確認等	6
IV オンライン・ワンストップ化の実現に向けて検討すべき課題及び検討の方向性	7
1 対象手続で求められる情報項目、申請等の期限及び添付書類	7
(1) 課題	
(2) これまでの取組み	
(3) 検討の方向性	
2 本人確認等	8
(1) 課題	
(2) これまでの取組み	
(3) 検討の方向性	
3 マイナポータルとの API 連携	8
(1) 課題	
(2) これまでの取組み	
(3) 検討の方向性	
4 他の施策との関係性	10
(1) 課題	
(2) これまでの取組み	
(3) 検討の方向性	

### 第三章：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

I	全体像	11
II	対象手続の考え方	12
III	具体的な手続の流れ	13
1	企業によるクラウドを用いて提出を行う旨の申請	13
2	行政機関等による承認	13
3	クラウドへの提出データの記録	14
4	提出に係る通知	14
5	提出データの参照	14
6	提出データの訂正・取下げ等	14
IV	計画の実現に向けての主な課題及び検討の方向性	14
1	システムに係る検討課題	14
	(1) クラウドを利用して提出を行う際の要件等	
	(2) 本人確認等	
	(3) 提出に係る通知	
	(4) 保存方法及び保存期間	
	(5) その他	
2	法制に係る検討課題	16
V	クラウドの処分通知等への活用	17
1	クラウドの活用について	17
2	クラウドの活用の際に想定される課題	17
3	検討の方向性	17
VI	企業のクラウド情報の従業員による活用	17

### 第四章：今後のスケジュール

I	施策の実施時期及び構築に向けたロードマップ	18
II	施策の具体化に向けた推進体制	18

## 第一章：施策概要

### I オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画の推進に向けて

#### 1 施策の背景

- 国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化する中、デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等の取組（デジタル・トランスフォーメーション）が世界的に拡大している。
- 一方で、我が国の行政手続に関しては、企業において電子的に管理している情報についても、申請・届出（それぞれ行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号における「申請」、同第7号における「届出」をいい、以下「申請等」という。）の際に紙等に出力して各省へ送付し、その後、各省において情報を再度電子化している場合が見られる。
- こうした旧態依然としたアナログ型行政の継続は、我が国全体の生産性のボトルネックになる懸念があり、早急な変革が求められている。また、行政部門が保有するデータやシステムについては、これを民間部門へ開放・連携することにより、生産性向上や新ビジネス創出にも大きく貢献することが期待される。
- このような問題意識は、「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」（平成30年6月15日閣議決定。以下「未来投資戦略」という。）においても指摘されているところであり、「行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則（『紙』から『データ』へ）の下、公的個人認証サービスの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する」旨が「基本的な考え方」として掲げられている。
- また、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定。以下「IT戦略」という。）においては、デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行が掲げられている。その中では、行政サービスの100%デジタル化のために不可欠な3原則（デジタルファースト、ワンズオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿って、政府一体となって業務改革（Business Process Reengineering。以下「BPR」という。）を徹底し、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するとともに、行政運営の効率化を実現するよう努めることとされており、そのための具体策として、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップサービスに取り組むことが掲げられている。
- 本施策は、これら累次の閣議決定等を踏まえて検討を行うものである。具体的な検討を進めるに当たっては、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）において「利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウ」として示された「サービス設計12箇条」にも留意し、企業のニーズに合った政策の実現に努めるものとす

る。

## 2 社会保険・税手続の見直しの必要性

- 我が国が目指す Society5.0 を実現していくため、国が優先的に取り組む課題としては、官民の生産性向上の阻害要因となっている非効率な行政事務について、システムや書面による申請等を含めて見直すことにより、その結果生み出された時間・労力を国民生活の質的向上やより高い付加価値を生み出す社会経済活動に振り向けることである。
- 現在、企業が従業員に関する社会保険・税手続を行う場合の申請等については、そもそもオンライン化されていない手続が存在するほか、オンライン申請等の窓口は、社会保険関係が e-Gov、国税関係が e-Tax、地方税関係が eLTAX とそれぞれが独立して存在することに加え、バックオフィス連携も十分にできていない状況にある。そのため、複数の手続を行うにあたり、同一の情報を複数回にわたって提出（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知を含む。以下同じ。）する必要がある、IT 戦略においては、法人向け手続のうち、企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要であることが指摘されている。

## 3 検討方針

- 本施策においては、関連する他の政府全体の施策（注）も踏まえ、企業が求められる手続の中でも、従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を推進するとともに、企業が業務上で保有する情報（以下「企業保有情報」という。）の行政機関等への新しい提出方法の検討を推進することで、社会保険・税手続の制度の適切な運営を確保しつつ、上記手続の簡便化を図り、もって企業の負担を軽減するとともに行政事務の効率化を図り、官民の生産性向上に寄与することを目的とする。

（注）他施策との関連については第二章Ⅳ4「他の施策との関係性」を参照。

- この点、IT 戦略においては「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」における、「利用者を起点とした行政サービス改革を徹底し、企業が負担を感じないうちに手続が終わっている、又は『すぐ使えて』、『簡単で』、『便利な』行政サービスの実現を目指す」という方針が掲げられている。この方針を踏まえると、社会保険・税手続を含め、企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画の検討を行い、例えば、民間の特定のクラウドサービスや企業の大規模データセンター等（以下「クラウド」という。）に一度提出に係る情報を記録すれば、提出を行う者が極力重複して情報を提出しなくて済むようにするワンスオンリー化を実現するためのシステム整備に向けての動きを加速させていくことが必要と考えられる。

- 一方で、社会保険・税手続については、現時点ではそもそもオンライン化されていない手続が存在すること、多くの行政機関等が関係し適切なデータ連携を図る必要があること、それぞれのオンライン申請等の窓口が独立して存在し、バックオフィス連携も十分にできていない状況である。これらを踏まえると、新しい提出方法に係るシステム構築計画の実現に向けては、行政サービス全体や民間企業の業務実態を見渡した上で、利用者視点に立った **BPR** を徹底するとともに、どのような手続についての活用が適切か精査を重ねる必要があるほか、法的な検討も必要となる。
- こうした状況を踏まえ、まずは 2020 年度に手続のオンライン・ワンストップ化の開始を目指すとともに、長期的な視野を踏まえて、企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画に着実に取り組むことが適当である。

#### 4 オンライン・ワンストップ化

- オンライン・ワンストップ化とは、一つのオンライン申請等の窓口から複数の手続・サービスを一括して受け付け、申請等がデジタルのみで完結されるようにすることを指す。
- 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化実現のイメージは次のとおり。
  - ①企業はソフトウェアベンダ、民間クラウドサービス事業者等（以下「サービス事業者」という。）の **Web** サービス等を利用し、ライフイベントに係る複数の申請等に必要データ（以下「申請等データ」という。）を作成し、従業員のマイナポータルアカウントを利用せず、マイナポータルの **API**（プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。**Application Programming Interface** の略。以下同じ。）を経由し、当該データを送信する（一括送信）。なお、複数手続の共通データ項目については、一度の入力で済むようにする（共通項目化）。
  - ②その後、マイナポータルは、申請等データについて、手続ごとにデータを生成し、各行政機関等システムに当該データを送信する（詳細は第二章参照）。

#### 5 企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

- 企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画とは、企業が要件を満たしたクラウド上に提出データを記録した上で、当該データへのアクセス権を行政機関等に付与し、行政機関等がこれを参照することで業務を行う計画を指す。
- 企業がクラウドを利用し、当該企業内はもとより業務上データを共有する必要のある土業や取引先金融機関とのデータ共有を進めていく中で、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにすることを通じて、企業が行政手続のために行っている負担を軽減するとともに、社会全体としてデータの共同利用の促進・重

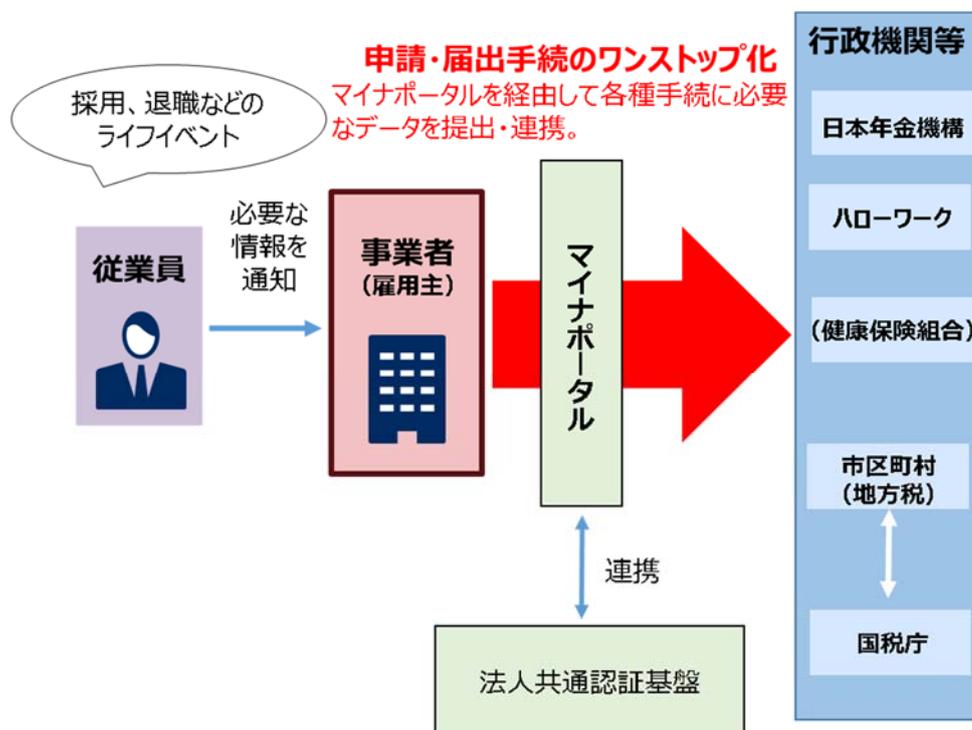
複管理コストの削減を目指した業務効率化が可能となる（詳細は第三章参照）。

## 第二章：オンライン・ワンストップ化

### I 全体像

- 社会保険・税手続については、オンライン化されていない手続がある上、オンライン申請等の窓口も複数存在し、各省庁がそれぞれ API 等を公開している。このため、特に企業に負担が生じていると考えられる従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続について、まずは、マイナポータルを窓口としたオンライン・ワンストップ化を実施し、対象となる手続について、マイナポータルの API を利用して実施できることとし、電子申請システムの開発を容易にすることで、社会保険・税手続に係る縦割りを排除し、企業内の業務負担の軽減やシステム開発の負担の軽減を狙う。
- また、その際には、手続件数が多く、多様で複雑な手続がある社会保険・税手続について、従業員の属性やライフイベントに応じた手続を示す等の工夫を促し、手続担当者にかかる負担の軽減を図るとともに、手続漏れ防止を目指す。
- 具体的には、企業は、サービス事業者の Web サービス等を用いて、申請等の時期が近接する複数の手続につき、重複入力をせずにデータ作成を行い、オンラインで行政機関等に申請等を行えるようにする。マイナポータルでは、そのための API を提供する（第二章Ⅲ「具体的な手続の流れ」参照）。
- システムの観点からは、以下の対応について検討を行う。
  - ・サービス事業者が、マイナポータルの API を利用して、申請等のサービスを提供することを可能とする。
  - ・マイナポータルにおいては、経済産業省が実施している法人共通認証基盤と 2020 年 4 月から連携する。
  - ・システムの構築にあたっては、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化における法人登記完了後の年金事務所や税務署等への申請等のワンストップ化が 2019 年度中に実施される予定であるところ、システムとして共通部分が多いことが想定されるため、当該施策で構築したシステムを拡張することとする。
- なお、企業からの申請等データについて、行政機関等が申請等ごとに直ちにその全量を取得して審査する必要がある、クラウドに当該データを保存することを要しない手続等については、第三章に記載する新しい提出方法において構築される機能を活用し、クラウドからでもオンライン申請等を行うことも可能となる想定である。

図1：オンライン・ワンストップ化の全体像



## II 対象手続の考え方及び対象手続案

### 1 対象手続の考え方

○オンライン・ワンストップ化における対象となる手続については、以下の3つを満たすものを選定し、決定する。

- ①社会保険（年金保険、健康保険及び雇用保険）及び税務に関する手続（注1）
- ②従業員のライフイベント（注2）に伴い必要となる手続
- ③根拠法令において、企業が手続主体として定められている手続、又は従業員等個人が企業を経由して行うこととされている手続

（注1）採用・退職等において、同一行政機関等に対して行うこととなっている社会保険以外の一部手続を含む。

（注2）例えば、採用・退職（死亡退職を含む）・出産・育児・介護・氏名変更・住所変更が該当する。

### 2 対象手続案

○上記の考え方に基づき、対象手続について関係省庁と協議の上、別添1「オンライン・ワンストップ化の対象手続案一覧」の通り整理した。まずは、これらについて関係省庁における各システムの対応状況及びBPRの進捗等も踏まえつつ、具体的な検討をさらに進めることとする。

○なお、各省庁がマイナポータルのAPI経由で申請等ができる手続については、情報

通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（デジタル手続法案）による改正後の行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第4条第1項に定める「情報システム整備計画」に位置付けるなど、順次追加・見直しを検討する。

### Ⅲ 具体的な手続の流れ

#### 1 マイナポータルへのデータの送信

- (1) 企業は、サービス事業者の Web サービス等において、ライフイベントに係る複数の申請等を選択する（単一手続の選択も可能）。
- (2) 企業は、選択した手続について、共通項目化されていない場合は、手続ごとに必要なデータ入力、共通項目化されている場合は、重複なく最小限のデータ入力（注1）（注2）を行う（企業内でのシステム連携等により手作業の入力を不要とすることも想定）。
- (3) 企業がサービス事業者の Web サービス等に送信指示を出すと、当該 Web サービス等は、データを必要に応じて特定のファイル形式（例：ZIP 形式）でまとめ、マイナポータルの API を利用して送信する。その際、データの非改ざん性の担保、否認防止や盗聴防止等のため、データへの電子署名や SSL/TLS 方式による暗号化通信等の措置を講ずる。

（注1）各手続において必要となる情報項目については、共通項目（氏名、性別、生年月日等の各手続において共通する項目）及び個別項目（各手続において個別に必要となる項目）により構成することとし、（2）における共通項目については、各手続における重複記載をなくすことで、入力における効率化を可能とする。

（注2）一括送信及び共通項目化に係る API は別途提供予定（第二章Ⅳ3「マイナポータルとの API 連携」参照）。

#### 2 マイナポータルから各行政機関等システムへのデータ連携

- マイナポータルは、上記1（3）のデータを受領した後、共通項目と個別項目から各手続に必要なデータを抽出した上で、手続ごとに必要なデータを生成し、各行政機関等システムに送信する。
- 各行政機関等システムは、マイナポータルからデータを受領し、後続の処理を行う。

#### 3 マイナポータルへの申請ステータスの確認等

- 企業は、申請等の後に必要に応じ、サービス事業者の Web サービス等からマイナポ

ータルの API を通じて、申請等を行った手順のステータスの確認、補正及び取下げを行うことを可能とする（注）。

（注）各行政機関等のシステムが補正及び取下げの受付機能を有していることが前提となるため、補正及び取下げは社会保険関係手順のみ可能（2019年3月27日現在）。

#### IV オンライン・ワンストップ化の実現に向けて検討すべき課題及び検討の方向性

○現在、行政手順については、企業において電子的に管理している情報についても、申請等の際に紙等に出力して各省へ送付し、その後、各省において情報を再度電子化している場合もあることから、以下の課題を解決しつつ、原則として個々の手順・サービスが一貫してデジタルで完結するよう検討を進める。

##### 1 対象手順で求められる情報項目、申請等の期限及び添付書類

###### （1）課題

○現在、各手順における様式、申請等の期限、添付書類等については、e-Gov、e-Tax、eLTAX とそれぞれのオンライン窓口が独立して存在しており、オンライン・ワンストップ化がされておらず、各手順に係る共通する項目であっても重複入力が必要であり、共通する添付書類等も重複して送付する必要がある。また、同じライフイベントに伴う手順においても、申請等の期限は手順によって異なる場合がある。

###### （2）これまでの取組み

○企業が従業員のライフイベントに伴って発生する社会保険・税手順について所管各省庁への調査を実施し、各手順において必要となる情報項目の整理、申請等の期限の規定等の整理を行っているところ。

###### （3）検討の方向性

○従業員のライフイベントごとに必要となる社会保険や税に関する各手順について、各手順の申請等の期限も踏まえながら具体的なオンライン・ワンストップ化案を作成する。また、当該具体的なワンストップ化案で求められる情報項目について、共通項目及び個別項目に分類する（第二章Ⅲ 1（2）参照）とともに、代理権者、添付書類の有無及び添付書類における確認事項等の洗い出しを行う。なお、添付書類等については、対象者の属性に応じて異なる可能性があることに留意する。

○添付書類等については、デジタル・ガバメント実行計画に従い、各府省は BPR の徹底、添付書類の撤廃、手順のオンライン化の徹底に取り組むとされている中で、添付書類そのものの必要性の精査、当該添付書類に代わる情報連携、添付書類自体のデジタル化の検討を行う。

○また、共通項目や個別項目は、手順が新規登録される場合や手順の内容が更新される際に変化しうることから、管理主体や管理方法について検討を行う。

○さらに、申請等の送付日時の確定や適正処理の観点から、マイナポータル側で届出

データを受理した受領日時の記録、各行政機関等への送付の時期などについても、検討を行う。

- 本施策により、既存の e-Gov、e-Tax 及び eLTAX に加え、新たにマイナポータルでもオンライン申請等が可能となることから、当面政府の電子申請システムが併存することになるが、サービス事業者がマイナポータル特有の機能を用いて社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を実現するサービスを開発できるようになるため、企業の生産性向上にも資するものである。

## 2 本人確認等

### (1) 課題

- 対象となる社会保険や税務に係るオンライン申請等については、手続きごとに必要とされる本人確認や情報セキュリティ上の要求の程度が異なるため、それらの検討を行う必要がある。

### (2) これまでの取組み

- 対象手続に係る調査（第二章IV 1「対象手続で求められる情報項目、申請等の期限及び添付書類」参照）において、併せて本人確認措置について調査を実施したところ。

### (3) 検討の方向性

- 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等を踏まえ、利用可能な本人確認措置について調査し、申請等の際における本人確認措置を手続きごとに決定する。
- その上で、個別の手続を一度に行う際の本人確認措置については、各個別手続に求められるもののうち、安全性が最も高いものに合わせることとする（例えば、電子署名が必要となる手続が 1 つでも含まれる場合は、電子署名が必要となる。）。

## 3 マイナポータルとの API 連携

### (1) 課題

- これまで、対象手続については、オンライン申請等の窓口が複数存在し、各システムがそれぞれ API 等の公開を行っていることから、システム開発を行うサービス事業者は、これらに対応する必要があった。また、そもそも API に対応していない手続については、API を利用したシステムの開発を行うことができなかった。
- こうした事情も踏まえ、本施策においては、社会保険関係、国税関係、地方税関係の対象手続について、一括してマイナポータル経由で連携するための API をマイナポータルが公開することとする。これにより、対象手続のオンライン申請等をマ

マイナポータルでの API で行うことが可能となり、サービス事業者の負担を軽減することができる。

## (2) これまでの取組み

- マイナポータルにおいては、各行政機関等のシステムとの接続を図り、申請等データを各行政機関等のシステムに連携する機能の構築及び当該申請等に係る API の提供について検討を進めてきた。
- また、個人から自治体への手続についても、オンライン申請等のための API 公開を行ってきた。

## (3) 検討の方向性

- 内閣府は、自己情報取得 API の具体的な内容を踏まえ、社会保険・税手続の申請に係る API（オンライン申請等のための申請・補正・取消機能等）を利用可能とする予定である。なお、当該 API の開発に当たっては、「API テクニカルガイドブック」（2019年3月28日。内閣官房 IT 総合戦略室。）を参考とし、情報システム整備計画に当該 API に係る仕様について記載することを検討する。
- API については、正式版のリリース前にドラフトを公開し、サービス事業者の意見を募ることとする。
- API の具体的な内容については以下を想定。

### ① 手続情報提供 API

マイナポータル経由で申請等が可能となる手続につき、手続ごとの申請ファイルのフォーマット、添付書類の種別、申請等の期限、必要となる本人確認措置等を一覧化して提供する。

併せて、手続ごとに、データ項目を共通項目と個別項目に分け、共通項目については他の手続のどの項目と共通化しているかを一覧化して提供する。これにより、申請等データ作成の省力化を図ることが可能となる。

(参考) 申請ファイルのフォーマットについて

申請フォーマットは以下の2種類を提供する。オンライン申請等の際にはどちらのフォーマットも利用可能とする。

#### 1) 既存の eGov、e-Tax、eLTAX に準じた申請フォーマット

eGov、e-Tax、eLTAX の既存フォーマットと類似したフォーマットである。複数手続の申請等を行う際は、手続ごとに XML ファイルを準備する必要があるが、既に eGov、e-Tax、eLTAX のオンライン申請等に対応しているサービス事業者が構築済みの機能を一定程度流用できるというメリットを有する。

#### 2) マイナポータル専用の申請フォーマット

複数手続を一つの XML ファイルにまとめることを可能としたフォーマットである。複数手続の申請等を行う際は、一つの XML ファ

イルを準備することで足りるほか、既存の各システム独自のフォーマットに対応する必要がない。

#### ②申請 API

申請等データをサービス事業者の Web サービス等からマイナポータルへの送信を可能とする（マイナポータルでは、送付された申請等データを手続ごとに分割し、各行政機関等に送信する。）。なお、申請フォーマットに電子署名が付与されている場合は、マイナポータルは電子署名の検証を行い、手続ごとの申請等データと併せて電子署名の検証結果を各行政機関等に送信する。

#### ③ステータス照会・結果取得 API

各行政機関等での処理状況の照会を可能とする。また、各行政機関等で手続を処理した結果、公文書が発行された場合は、当該公文書の取得も可能とする。

#### ④補正・取下げ API

手続ごとに、補正・取下げを可能とする（社会保険関係手続のみ）。

#### ⑤申請データ取得 API（行政機関等向け）

各行政機関等がマイナポータルから申請等データの取得を可能とする（なお、画面上の操作でダウンロードする機能も別途用意する。）。

○なお、行政機関等が手続を新規登録する負担を軽減するため、手続様式の画像をマイナポータルの手続登録画面にアップロードすると、画像認識により入力項目の候補を表示し、担当者が必要に応じて修正するだけで登録が可能となる仕組みについても検討する。

## 4 他の施策との関係性

### (1) 課題

- 未来投資戦略等に基づき、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化における法人登記完了後の年金事務所や税務署等への申請等のワンストップ化が 2019 年度中から実施予定である。
- また、中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループで策定された、働き方改革を巡る中小企業向け対応策のアクションプラン【改訂版】（平成 30 年 8 月 1 日付）により、2020 年 4 月から ID・パスワード方式により申請等が可能となる社会保険手続も想定されるところ（ただし、本施策においてワンストップで行う手続の中に電子署名が必要な手続が含まれる場合には、電子署名を付与する必要がある点に留意する。）、これらの施策と整合性を図りつつ、本施策を実施する必要がある。

### (2) これまでの取組み

- 関係省庁（内閣官房日本経済再生総合事務局、内閣府規制改革推進室、総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省）と協議の上、本施策の対象手続の検討の

ほか、必要となる各システムの改修内容等の検討を行っているところ。

### (3) 検討の方向性

- 本施策におけるマイナポータルにおける API 連携については、上記施策が検討されていることを踏まえ、共通的な API を用意し、対応を行うサービス事業者の負担を軽減する。
- なお、マイナポータルと各所管省庁のシステムとのデータ連携方式については、各行政機関等のシステム改修に係る追加的な費用を軽減するため、可能な限り既存のデータ連携方式と同様の方式を採用することとする。

## 第三章：企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画

### I 全体像

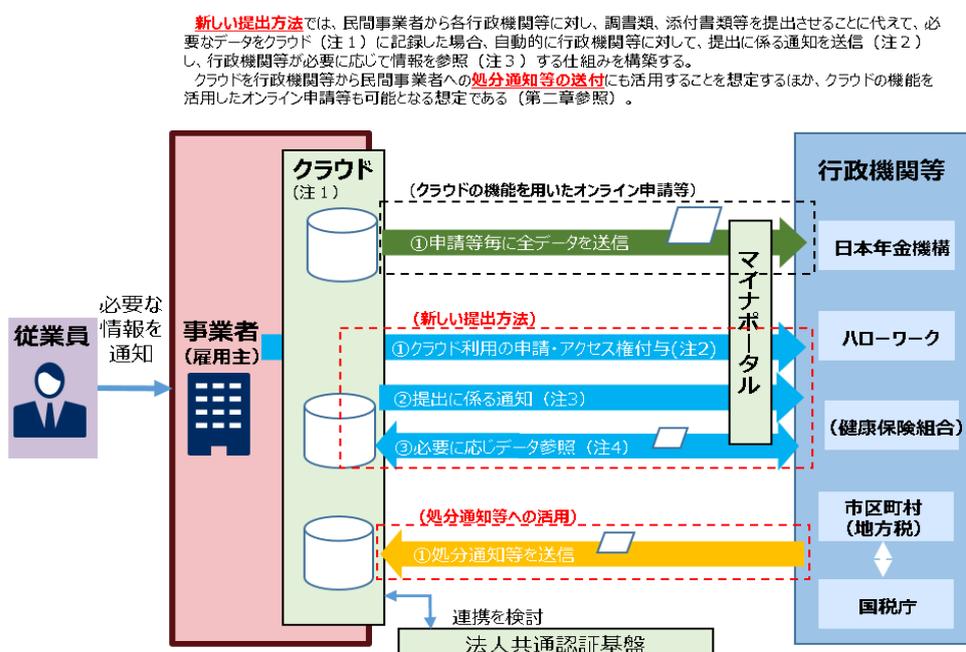
- 企業の負担を軽減するとともに行政事務の効率化を図り、生産性向上に寄与することを趣旨とする本施策においては、一層の生産性向上を図るため、例えば、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPR を含めた企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画を推進することが必要である。
- 具体的には、企業は行政機関等に対してクラウドを用いて手続を行う旨の申請等を行い、行政機関等がこれを承認することを原則とする。その後、企業は提出期限等の必要なタイミングで提出すべきデータ（以下「提出データ」という。）を記録し、行政機関等が当該提出データを参照する方式を検討していく。
- これにより、企業がクラウドを利用し、当該企業内はもとより業務上データを共有する必要がある土業や取引先金融機関とのデータ共有を進めていく中で、行政機関等への提出についても、当該データを活用できるようにすることを通じて、企業が行政手続のために行っている負担を軽減するとともに、社会全体としてデータの共同利用の促進・重複管理コストの削減を目指した業務効率化が可能となる。
- また、行政機関等にとっては、必要な情報を随時参照可能とすることにより、情報入手のためのプロセスを簡素化出来るほか、内部システムで保有する情報量を将来的に削減することも可能となる。
- こうした取組を実現するため、まずは、企業が通常の業務上で使用しているデータから、クラウドを利用し極力負担感なく行政機関等への提出データを作成し、これに行政機関等がアクセスすることで提出を行う仕組みを実現する。また、将来的には、企業が通常の業務の中で作成したデータに対して、行政機関等がアクセスすることで、提出義務を果たせることとする等の仕組み作りを行い、企業全体としての業務効率化に資するよう検討を進めていく。
- また、当該クラウドを活用した行政手続については、企業から行政機関等に対して提出が義務付けられている手続のみならず、行政機関等から企業に対して行う処分通知等（処分の通知その他法令の規定に基づき行政機関等が行う通知を含む。以下同じ。）

についても活用する（以下、当該活用を「処分通知等への活用」という。詳細は、第三章V「クラウドの処分通知等への活用」参照）。

○さらに、従業員もマイナポータルを利用して企業が格納したクラウド上の情報を活用できる仕組みについても検討する（第3章VI「企業のクラウド情報の従業員による活用」参照）。

○なお、申請等データについて、行政機関等側が申請等ごとに直ちにその全量を取得して審査する必要がある、クラウド側に当該データを保存することを要しない手続等については、本章に記載する機能を活用し、オンライン申請等を行うことが可能である（第二章参照）。

図2：クラウドを用いた行政手続の全体像と企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のイメージ



- (注1) 「クラウド」とは、民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定し、企業が有する企業保有情報の提出に使用できるものであり、その要件はデジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令で規定することを検討する。  
(注2) アクセス権付与の時期については、事前に行うことを原則としつつ、別途②提出に係る通知と同時にする場合についても、法的整理を検討する。  
(注3) クラウドに提出データが提出された場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知が送信される。  
(注4) 各行政機関等が参照・取得可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出事項、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等がクラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするが、マイナポータルを経由させる仕組みとするかという点については、今後検討していく。

## II 対象手続の考え方

○対象手続については、デジタル行政推進法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織による申請等ができることとされている手続であれば、法令上はクラウドを用いて手続を行うことができるものと解されるが、まずは、企業が通常の業務の中で極力負担感を感じることなく生成が可能なものであって、官民双方の生産性向上に寄与する

ものを中心に検討を進める。

- 具体的には、今後、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で、利用者視点に立った BPR を徹底するとともに、どのような手続についての活用が適切か精査を重ねつつ、本施策に親和性がある対象手続を検討する必要がある、例えば以下のような手続から、情報システム整備計画及びデジタル行政推進法第 6 条第 1 項に定める主務省令（以下「主務省令」という。）において、順次「対象手続」として定めていくことを検討するほか、デジタル行政推進法上の申請等以外でも、各種の事業所に対する調査や統計報告等において行われる行政機関等への資料等の提出について、今後対象としていくことを検討する。

- ①行政機関等に提出が定められている資料について、併せて提出者において一定期間保存義務が課されていると解される手続
- ②企業側の負担軽減効果が高い等、ニーズが高いと考えられる手続
- ③提出者や国民の権利義務に直接的な影響が少ない手続

- これらを踏まえ、本施策においては、企業から税務当局に行われる支払調書等の提出のうち、国民の権利義務の変動に直接的な影響がなく、提出件数が比較的多く、企業の負担軽減に資すると見込まれるものについて、先行して実施できるよう検討する。

### Ⅲ 具体的な手続の流れ

- 具体的には、以下のような手続の流れを想定し、検討を進める。なお、以下は、現段階の想定であり、今後の検討結果や技術動向の変化等により変更が生じうる点に留意する。また、以下の一連の手続について、可能な限り必要事項等の共通化を図ることとする。

#### 1 企業によるクラウドを用いて提出を行う旨の申請等

- 企業は、主務省令に基づき規定された対象手続について、クラウドを用いて提出を行う旨の申請等（以下「提出申請等」という。）を行う。
- 当該提出申請等においては、提出データを記録するクラウドが、情報セキュリティ要件や提出データの履歴管理などの行政機関等が求める必要な要件について満たしている旨も記載する。

#### 2 行政機関等による承認

- 行政機関等は、主務省令に基づき、原則として、当該対象手続についてクラウドを用いて提出を行う旨を承認する。なお、行政機関等は、当該企業が当該クラウドに備えられたファイルに提出データが記録される前に当該ファイルへのアクセス権の付与を受け、ファイルに提出データが記録されたことを直ちに認知し、利用できることを担保しておく必要がある。

### 3 クラウドへの提出データの記録

- 企業は、クラウド上に、提出期限等の必要なタイミングで提出データを記録する。  
なお、当該クラウドには、行政機関等にアクセス権を付与する領域以外の領域を設けることもできることとする。

### 4 提出に係る通知

- クラウドに備えられたファイルに、提出データが記録された時点で自動的にマイナポータルを通じて行政機関等にその旨が通知される。
- マイナポータルは、上記通知に対し、マイナポータル通過日時等の情報を付加する。
- 各行政機関等は、当該通知を必要に応じて保存する。
- なお、通知と併せてデータそのものを送付することも可能にする。

### 5 提出データの参照

- 各行政機関等は、提出データを参照する際、クラウドに直接又はマイナポータル経由で検索要求を出し、クラウドは要求に基づいた提出データを各行政機関等に直接又はマイナポータル経由で送付する。

### 6 提出データの訂正・取下げ等

- 提出に係る通知を行った時点以後、当該提出データの訂正・削除を行う場合は、訂正・取下げに係る通知をマイナポータル経由で行政機関等に送信する。
- 行政機関等において、データの追跡可能性を担保するため、クラウドについては提出データの訂正・削除履歴を保存し、当該履歴を行政機関等から参照可能としなければならないこととするなどの要件を定める。当該要件をはじめクラウドに係る要件については、主務省令において定めることを検討する。

## IV 計画の実現に向けての主な課題及び検討の方向性

### 1 システムに係る検討課題

#### (1) クラウドを利用して提出を行う際の要件等

- クラウドを利用した提出を受ける行政機関等は、主務省令において、提出におけるクラウドのシステム要件等を定めることを検討する。
- クラウドが実装すべきセキュリティ要件や機能要件、適切な提出データの保存形式等については、IT室が関係府省と協力し、できる限りの共通化・標準化を図ることとする。
- なお、クラウドは画面表示やデータ加工の機能など提出に関わらない他の機能を有していても差し支えないこととする。

#### (2) 本人確認等

○本人確認等については、主に以下の検討を進める。

①電子署名による担保

○電子署名が必要であるとされた手続についても、クラウドを用いた提出においては、提出申請等について電子署名を付与すれば、その後の提出に係る通知、行政機関等からの照会及びクラウドから送付される提出データ等については、後述するアクセスコントロール等の情報セキュリティの措置を講じることにより、個々に電子署名を付与することに代えることが可能とも考えられるところ、それぞれにおいて電子署名の要否を検討する。

②アクセスコントロールによる担保

○同一クラウド上に複数手続の提出データが保存される場合があり、同一の提出データに対して複数の行政機関等がアクセスする場合も想定されるため、行政機関等が権限外のデータにアクセスできないよう、データ項目単位でアクセスコントロールを実施する必要がある。当該アクセスコントロールの方法として、OS や DBMS の機能利用等、様々な方法が存在するため、今後、適切な方法を検討していく。

③通信における担保

○クラウドとマイナポータル間の通信は、SSL/TLS 方式を原則とし、サーバとクライアント間の相互の認証については、SSL-VPN 等を活用する。なお、企業とクラウド間については、サービス事業者が適切に判断する。

(3) 提出に係る通知

○行政機関等は、提出に係る通知に含まれる情報を基にクラウドの情報を参照可能とするため、当該通知には、例えば以下の内容を含むこととする。

- ・提出を行う者の法人番号（提出者が個人事業主等の場合は要検討）
- ・生成、修正（更新）、及び削除の別
- ・クラウド識別番号
- ・提出種別番号
- ・クラウド内における提出データ番号
- ・訂正（更新）又は削除前の提出データの識別番号（修正提出及び保存データを削除する場合のみ）
- ・クラウド上の提出データに対するアクセス権
- ・当該アクセス権を付与した日時

(4) 保存方法及び保存期間

○提出データは、提出に係る通知以後、訂正（更新）する場合も、訂正（更新）前のデータが行政機関等から参照可能となるよう、履歴管理を行う。

○提出データの保存期間は、例えば、提出者が保存を義務付けられている場合は、当該保存年限を考慮することとし、その間、常に行政機関等から参照可能な状態

としなければならない。

(5) その他

- 提出データの一部が欠落している場合の処理・取扱いルール（各制度で必要とする情報が一部欠落しているなど、各行政機関等で疑義が生じた場合の補正や照会等の処理方法やルール等）を検討する。
- 提出データの審査の取扱いルール（複数の手続で共通する事項につき、ある行政機関等からの指摘で訂正した場合の他の行政機関等の取扱い等）を検討する。
- 責任分界（例えば、クラウドからの提出に係る通知が行政機関等（この場合はマイナポータル）を通過する前の処理過程や伝送過程で誤りや改ざんがあった場合についてはクラウド側の責任とする一方で、当該通知がマイナポータルを通過した後の処理過程や伝送過程で誤りや改ざんがあった場合は、行政機関等の責任とすること等）について検討する。
- 本施策において、官民のシステムにおけるマイナポータルとの接続に係る外部インターフェースは同一の仕様になると想定されるため、マイナポータルとの接続をより容易に行えるようコンテナ等の提供を検討する。

## 2 法制に係る検討課題

- クラウドを用いる行政手続のうち、オンライン申請等（第二章を参照）及び処分通知等については、デジタル行政推進法上、通常の申請等及び処分通知等として取り扱うことになる一方で、新しい提出方法により行う手続については、同法の適用関係に関する整理が必要である。
- この点については、
  - ・主務省令に定める対象手続について、原則として、行政機関等にクラウドを用いて提出する旨の申請を行い、各行政機関等がこれを承認すること
  - ・クラウドをデジタル行政推進法第6条第1項に規定する「電子情報処理組織」とすること
  - ・クラウドを用いた新しい提出方法による場合の提出の到達時期については、デジタル行政推進法案第6条第3項に基づき、当該提出データへのアクセス権の行政機関等への付与がなされること及び提出データが電子計算機に備えられたファイルに記録されることの両要件が満たされた時点において到達したとみなされること
  - ・クラウドの満たすべき要件等は、主務省令において規定すること等の整理を行う（具体的な手続の流れについては、第三章Ⅲ「具体的な手続の流れ」を参照）。

## V クラウドの処分通知等への活用

### 1 クラウドの活用について

○企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画においては、新たにクラウドを利用して企業が提出を行う仕組みの構築が想定されるが、当該クラウドについては、企業から行政機関等に対して行う提出のみに用いるだけでなく、行政機関等から企業に対して行う処分通知等においても活用できる場面があると想定される。

○具体的な活用のメリットとしては、以下が考えられる。

- ・企業において処分通知等のデータ連携が可能となり、負担軽減に繋がると想定される。
- ・各行政機関等が標準化された方式で処分通知等を送付することとなるため、サービス事業者のシステム開発の負荷が軽減される。

### 2 クラウドの活用の際に想定される課題

○処分通知等へのクラウドの活用を検討する場合、以下のような課題が想定される。

- ・既に企業が構築している仕組みとの調整

企業への処分通知等については、企業が既に構築している社内システム等のクラウドを利用する仕組み以外のシステムを活用することも想定され、他の方式との互換性にも留意しつつ、クラウドの仕組みの検討を行う必要がある。

### 3 検討の方向性

○具体的な活用が期待される例を念頭に置きつつ、クラウドが企業への処分通知等のためのシステムとして企業にとって利便性の高い選択肢となるよう求められる要件について検討を進める。

## VI 企業のクラウド情報の従業員による活用

○企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組みのみならず、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報をマイナポータル経由で活用できるようになれば、従業員の利便性の向上や更なる企業の負担軽減が見込まれる。例えば、企業がクラウド上に格納した従業員の給与等の支払情報（源泉徴収票情報）を従業員自身の所得税等の確定申告手続きの際に利用し、マイナポータル経由で従業員の確定申告手続きができるようになれば、確定申告手続きの簡便化のほか、企業も従業員に対する源泉徴収票交付を省略できるなどのメリットが見込まれる。

○これを踏まえ、企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組みが構築されることを前提に、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報を活用できる仕組みについても検討する。

## 第四章 今後のスケジュール

### I 施策の実施時期及び構築に向けたロードマップ

- オンライン・ワンストップ化については、2020年11月頃から順次ワンストップサービスを開始できるように取組を推進する。なお、開始の具体的な時期については、課題の検討状況等を踏まえて決定する（注）。

（注）健康保険組合については、自主自立による運営を原則としているため、各組合の財政状況や事業主等の費用負担への理解等によっては導入時期が一律とはならないことから、各組合における導入環境が整い次第、順次対応を求めていく。

- 企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画については、クラウドを活用してワンストップ化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しを進め、別添2「オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ」に基づき、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組む。

### II 施策の具体化に向けた推進体制

- 本施策の具体化に向けては、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室がとりまとめ部局となり、関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省）と連携の上、関連施策のとりまとめ部局である内閣官房日本経済再生総合事務局及び内閣府規制改革推進室とも調整を図りながら、推進する。
- 関係各省庁は、対象となる手続、ワンストップの具体案、マイナポータルとの接続方式等の要件定義等の検討・策定に協力するとともに、マイナポータルからのデータ連携の受け口となるシステム開発に取り組む。
- 添付書類の撤廃及び手続のオンライン化については、デジタル・ガバメント実行計画の下で、関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省）は積極的に取り組み、手続・サービスのデジタル完結を目指す。
- 本施策の実現、とりわけ企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画の実現に当たっては、企業の具体的なニーズはもとより、生じる法的課題の整理・対応について、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が中心となってとりまとめ、関係省庁（総務省、財務省、国税庁、厚生労働省、経済産業省）と連携を図り、一体となって取り組む。
- システム開発を検討していく上では、利用者である企業やサービス事業者との協調も重要となることから、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室において経済団体やサービス事業者に施策の趣旨等を説明する意見交換会等を設け、協力を得てきたところ、今後も大企業から中小企業まで多様な利用者にとって適切なサービスが提供されるよう積極的に業界への働きかけを行い、必要に応じて連携を深めていく。また、関係省庁に

においてもサービス事業者と随時情報共有を図るなどにより連携体制を構築する。

○各省庁において改修等の検討が必要な主なシステムの概要は以下の通り。

内閣府 : マイナポータルに対して必要な改修を行う。

総務省 : 地方公共団体の理解と協力を得ながら、必要に応じて、地方税共同機構  
(2019年4月から地方税電子化協議会が改組)に eLTAX の改修を依頼。

厚生労働省 : 年金システム、ハローワークシステムに必要なに応じて改修を加えるとともに、健保組合に対しても、各組合における導入環境が整い次第、順次対応を求めていく。

国税庁 : e-Tax に対して必要に応じて改修を行う。

○なお、上記のシステムに加え、政府共通ネットワークを含めた各省の基盤ネットワークについても、増強等の検討を行う必要があることに留意する。

○本整理を踏まえ、まずはオンライン・ワンストップ化に向けて取り組むとともに、企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画を着実に推進する。なお、本整理は、現時点における課題や検討の方向性について整理を行ったものであり、今後の検討の過程において修正が加わることがありうることに留意する。